

幕別町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と社会福祉法人幕別町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、幕別町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幕別町地域防災計画に基づき設置するセンターの運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（センターの設置および運営）

第2条 甲は、幕別町災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

（センターの設置場所）

第3条 甲は、センターを幕別町保健福祉センター又は幕別南コミュニティセンターに設置する。ただし、災害の状況等によりこれらの施設に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、別途センターを設置するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受け入れおよび活動指示等に関すること
- (2) その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（運営の要請）

第5条 甲は、乙にセンターの運営を要請するときは、センターの設置日時、場所および運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（関係団体との協力体制）

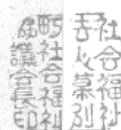
第6条 甲および乙は、各種ボランティア、地域住民および地域の自主防災組織や消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれら団体との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第7条 甲と乙は、協力してセンターの運営に必要な資機材及び災害ボランティア活動に必要な物資並びに活動場所等を確保する。

（費用負担）

第8条 第4条各号に規定する業務に関し必要な費用は、原則甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。



- 2 前項に掲げる費用のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用は、甲乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。
- 3 乙は、費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。
- 4 費用の支払方法は、甲乙協議して別に定める。

(補償)

- 第9条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。
- 2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、ボランティアの自己負担とする。

(報告)

- 第10条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(協定の有効期間)

- 第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1カ月前までに、甲又は乙から別に通知をしない限り、本協定は更に1年間継続するものとし、その後も毎年この例によるものとする。

(協議)

- 第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年3月18日

甲 幕別町本町130番地1

幕別町

幕別町長 飯田 晴義



乙 幕別町新町122番地の1

社会福祉法人幕別町社会福祉協議会

会長 林 郁男

